

徳島県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定及び第七十一条第四項の規定に基づき、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、こい（まこい及びにしきごいをいう。以下同じ。）の取扱いについて次のとおり指示する。

ただし、コイヘルペスウイルス病のまん延防止のために死亡したこいを処理する場合、あるいは公的機関が試験研究に供する場合は、この限りでない。

令和七年三月二十一日

徳島県内水面漁場管理委員会

会長 野 口 修 司

第一 指示の内容

一 持ち出しの禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面において、コイヘルペスウイルス病が発生又は発生している疑いがあると徳島県知事が認めた場合は、当該水域においては、徳島県内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出してはならない。

この場合、徳島県内水面漁場管理委員会は、当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

二 放流の禁止

公共用水面及びこれと接続して一体をなす水面においては、こいを放流してはならない。ただし、採捕したこいを同じ場所に放流する場合又は次に掲げる要件のすべてに該当する場合は、この限りでない。

- 1 放流場所が、一に基づき告示された水域でないこと。
- 2 放流しようとするこいは、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するものでないこと
- 3 放流しようとするこいが、コイヘルペスウイルスに汚染された水系（養殖場及び個人の池を含む。）に由来するこいと水を介しての接触がないこと。
- 4 放流しようとするこいは、PCR（ポリメラーゼ連鎖反応）検査で陰性が確認されたこい群の個体であること。

第二 指示の期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで